

重点的な取組、共通的な取組				令和6年度上半期自己評価結果(対象期間:令和6年4月1日～令和6年9月30日)													
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度※1	取組の開始年度	取組の目標		難易度※1	取組の開始年度	実施した取組内容	進捗度※2	取組の効果(どのようなことをして、どうなったか)		実施時期	実施において明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント
							(原則、定量的に記載)	目標達成予定時期					定量的	定性的			
○	○	1. 調達改善に向けた審査・管理の充実【入札等監視委員会(事後審査)の積極的活用等】	<p>1. 入札等監視委員会(事後審査) 入札等監視委員会において、調達についての事後審査を行い、同委員会の意見及び提言を次の回の調達又は類似の調達に反映することにより、PDCAサイクルを通じた調達改善を図る。特に、当該委員会において改善措置を講ずることが必要と指摘された案件については、指摘事項等が調達結果にどのように反映されたかを含め、入札等監視委員会にて審査を行う。</p> <p>2. 各種調達事務の見直し 一者応札等への対応 一者応札等で受託・受注している案件については、調達の目的・内容に応じて以下の内容を検討し、所要の改善策を講じる。なお、入札等監視委員会等の指摘事項を踏まえて改善した結果について、好事例があれば庁内に周知を行う。また、一者応札となった個別案件及びその要因について一覧表の作成を行い、庁内に共有する。 ①要因分析及び対応方針 要因を分析し対応方針を定める。その際、入札説明会に参加したが一者応札しなかった者等に対するアンケート等を実施する。 ②競争参加資格等の見直し 参加資格、応札(応募)条件及び実績要件等について緩和又は削除が可能か。 ③仕様の見直し 要注者を限定する性能・条件ではないか(同等の記述が可能か)、積算可能な内容か、業務量、履行期間その他の履行条件で過度の負担となっていないか、仕様の公表において公平性・透明性が確保されているか。 ④発注単位の見直し 効率性を損なわない範囲内で、調達業務の分離・分割は可能か、あるいは、競争性を損なわない範囲内で、一括調達は可能か。 ⑤調達スケジュール等の見直し 公告期間の延長、説明会の開催、説明会から入札・技術提案期限までの期間の延長、又は調達手続の時期の前倒し等により参加希望者の準備期間を十分に確保できるか。 ⑥調達情報の周知の徹底 各種広報ツール(HP、業界紙への掲載等)の活用を行っているか。 ⑦業務内容の理解の促進 新規参加者が業務内容を正確に理解するため業務説明会の開催、入札説明書等の作成・配付、過去の業務実績又は現行業務の情報閲覧等を行っているか。</p> <p>3. インターネットによる価格調査 取引事例に係る市場調査をインターネットなどを活用し幅広く行い、予定価格や調達仕様書の見直し等の改善を図る。</p> <p>4. 調達事務の進捗管理 会計事務の適正化の取組や早期発注を図る観点から、今後は、一元的な調達事務の進捗管理を行っている。</p>	調達について、外部有識者により構成される入札等監視委員会の意見具申等を踏まえ、次の回の調達又は類似の調達に反映させることにより、調達改善を図ることは調達の適正化に資するものであることから、重要な取組として位置づけるもの。	A+	令和6年度	1. 入札監視委員会の指摘事項を、調達に反映させることにより、競争性を促進し、調達コストの改善及び質の向上を確保する。 2. 一者応札等について、外部有識者(入札等監視委員会)に諮り、要因分析及び改善点を明らかにし、競争性を促進し、調達コストの改善及び質の向上に努める。 3. 予定価格の設定について、インターネットによる価格調査を行い、適正な実勢価格の把握に努める。 4. 庁内の調達事務に関して、早期発注が出来るよう進捗管理に努める。	令和6年度末	A+	令和6年度	1. 昨年度後期の調達について、当庁入札等監視委員会に於いて審議された。なお、所管施設(2施設)に於いては、入札等の案件について、公共調達審査会に於いて審査を行った。 2. ①昨年度(R6年度)の一者応札案件等について、外部有識者(入札等監視委員会)に諮り、要因分析及び改善点を明らかにし、検証を行った。 ②～④について、各入札案件について、適切な要件等となるよう庁内指導・調整を行った。 ⑤及び⑥について、準備期間を十分に確保し、調達案件について、当庁HPに掲載し周知を行った。 ⑦新規参加者等に対して、入札説明書等の作成・配付を行った。 3. 予定価格の設定について、インターネットを活用し、実勢価格の把握を行った。 4. 会計事務適正化の取組について、庁内の調達業務に関して、各部局の進捗管理に努めた。また、総合評価落札の実施について、内規を整備した。	今年度上半期:1者応札状況 36.6%(15件) <本庁分:17.4%(4件)、施設分61.1%(11件)>	1. 昨年度後期の調達について、提案者が1社となった一般競争(総合評価)、低入札となった案件、提案者が1社となった企画競争について、理由及び改善の余地がないかの確認を行い、各案件の適正である事が認められた。併せて、不発落札となった背景に関して、確認を行った。 なお、所管施設(2施設)に於いては、入札等の案件について、公共調達審査会に於いて審査を行い、各案件の調達に係る手続きについて、適正である事が確認された。 2. 外部有識者(入札等監視委員会)の意見具申を庁内に周知し、一者応札低減を推進した。 3. 会計事務担当職員に対して、予定価格の設定について、インターネットを活用し、実勢価格の把握するよう指導した。 4. 総合評価落札について、適正な評価が行われるよう内規を策定し、庁内職員に周知を行った。(こども家庭庁における総合評価落札方式における技術審査について:令和6年7月1日こども家庭庁長官決定)	R6年度 (入札等監視委員会はR6年9月期)	1. 「公告日程については、可能な限り余裕のある日程にする」と、より公正な(競争性のある)入札となること、及び「総合評価落札方式では、発注者と入札参加者の成果物イメージが解離しないように、仕様書における成果物の記載や技術評価の方法を工夫し共有していく」とよいことが、必要である事が分かった。 2. 一者応札の低減について、他府省の取組を参照とする等、今後も低減に向けた取組を継続して参りたい。 3. デジタル庁で施行準備を進めている「政府調達(公共事業を除く)手続の電子化推進」に於いて、左記課題が解決されるよう対応して参りたい。(以下「2. 随意契約の改善」関連) 4. 調達事務の進捗管理について、庁内経理関係担当者へ、入札スケジュール及び提出期限等を周知徹底する。	1. 引き続き調達コストの改善及び調達の質の向上を図る。 2. 一者応札の低減について、他府省の取組を参照とする等、今後も低減に向けた取組を継続して参りたい。 3. デジタル庁で施行準備を進めている「政府調達(公共事業を除く)手続の電子化推進」に於いて、左記課題が解決されるよう対応して参りたい。(以下「2. 随意契約の改善」関連) 4. 調達事務の進捗管理について、庁内経理関係担当者へ、入札スケジュール及び提出期限等を周知徹底する。	
○		2. 随意契約の改善	<p>随意契約を行うおとする場合は、発注前に第三者的な視点を取り入れるために会計担当監査ラインにおいても、真に随意契約であるべき法的根拠も含めた事前審査を行うとともに、競争性のある調達方式に移行できないかの検討を行う。</p> <p>また、デジタル庁の「政府調達(公共事業を除く)手続の電子化推進」について、随意契約の改善が政府全体で進められており、当庁に於いても適切に対応する。</p>	デジタル庁の「政府調達(公共事業を除く)手続の電子化推進」は、従前の随意契約事務を大きく変革するものであり、政府全体の取組みである事から、重要な取組として位置づけるもの。	A+		競争性のない随意契約によらざるを得ないと判断される案件についても、調達コストの改善及び質の向上に努める。また、デジタル庁の「政府調達(公共事業を除く)手続の電子化推進」に、適切に対応する。		A+		随意契約について、真に随意契約である案件に関して、適正に実施された。	R6年度	デジタル庁の「政府調達(公共事業を除く)手続の電子化推進」について、庁内会計事務担当職員の理解が高まるよう、周知徹底に努めて参りたい。 また、デジタル庁で施行準備を進めている上記電子化推進が、以下項目「3. 調達事務のデジタル化の推進」の取組みに資するよう対応を進める。				
	○	3. 調達事務のデジタル化の推進	<p>調達事務のデジタル化の推進について、入札説明会のオンライン開催、電子入札、電子契約等の調達事務のデジタル化について、調達事務の効率化に資する範囲において、取組を推進する。</p> <p>また、調達事務のデジタル化についての周知調達事務のデジタル化について、実行する業者等に対しての周知を実施する。</p>		A		入札説明会のオンライン化、電子入札、電子契約等に取組み、調達事務のデジタル化を推進し、調達事務の合理化及び迅速化を図る。		A		<p>調達事務デジタル化の推進について、基本的に入札説明会をオンラインで開催し、オンラインで開札しない場合においても、電子メール等を用いて質問等を受け付けている。また、調達事務のデジタル化の周知について、当庁HPに掲載し、入札公告への記載により、事業者に対して電子調達システムの周知を行った。</p>	<p>・電子応札対象案件 今年度上半期61.0%(25件) &lt;本庁分:56.5%(13件)、施設分66.7%(12件)&gt; ・電子契約案件 今年度上半期0%(0件)</p>		電子証明等の取得や導入手続きが煩雑であり、電子入札への移行に躊躇している事業者がある。また、契約書等の作成について、事業者は従前通り紙での作成を希望されている。	電子契約に関して、事業者側にもメリットがある事を、丁寧に周知し、電子入札及び電子契約を更に推進する。		

※電子入札率、電子契約率の定義は下記のとおりとする(「オンライン利用率引上げの基本計画」(令和3年12月16日 デジタル庁)等)。

- 電子入札率 = 電子応札案件数 ÷ 電子入札案件数
- 電子入札案件数 = 入札案件のうち、電子入札可能な案件数(紙と電子の混合も含む)
- 電子応札案件数 = 入札案件のうち、電子入札を行った民間利用者が1社以上存在する案件数
- 電子契約率 = 電子契約案件数 ÷ (電子応札案件数 + 電子入札にしない電子契約案件数)
- 電子契約案件数 = 契約確定案件のうち、「契約書」または「請書」を「電子」で実施した案件数
- 電子入札にしない電子契約案件数 = 電子契約のうち、電子入札を行わずに電子契約を実施した案件数(電子契約案件数の内数)

※1 難易度

- A+ : 効果的な取組
- A : 発展的な取組
- B : 標準的な取組

※2 進捗度

- A : (定量的な目標) 目標進捗率90%以上
- B : (定性的な目標) 計画に記載した内容を概ね実施した取組
- C : (定量的な目標) 目標進捗率50%以上
- D : (定性的な目標) 計画に記載した内容を部分的に実施した取組、または実施に向けて関係部局等(他府省庁、自府省庁内の他部局、地方支分部局等)との調整を行った取組
- E : (定量的な目標) 目標進捗率50%未満
- F : (定性的な目標) 何らかの理由によって計画に記載した内容が実施できなかった取組、または計画に記載した内容の検討を開始するまでにとどまった取組